

香川高等専門学校国際交流委員会規程

平成 22 年 6 月 24 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校国際交流室規程第 8 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校国際交流委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、香川高等専門学校の国際交流の企画、枠組み及び評価等の方針策定を行うことを目的とし、国際交流室の運営等について審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 国際交流室長
- 二 国際交流室副室長
- 三 教務主事
- 四 学生主事
- 五 寮務主事
- 六 専攻長
- 七 その他校長が必要と認めた者

(運営)

第 4 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 号から第 7 号の委員の中から校長が指名する者をもつて充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 6 条 委員会の事務は、学務課、学生課の協力を得て、総務課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が

別に定める。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月5日から施行し、改正後の「香川高等専門学校国際交流室規程」については、平成24年6月29日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。